

別海町議会会議録

第3号（令和5年6月21日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

① 10番 外山 浩 司 議員

② 2番 吉田 和 行 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

① 10番 外山 浩 司 議員

② 2番 吉田 和 行 議員

○出席議員（16名）

1番 市川 聖 母	2番 吉田 和 行
3番 高橋 眞結美	4番 伊勢 徹
5番 貞宗 拓 雄	6番 宮越 正 人
7番 横田 保 江	8番 田村 秀 男
9番 小椋 哲 也	10番 外山 浩 司
11番 今西 和 雄	12番 松原 政 勝
13番 中村 忠 士	14番 佐藤 初 雄
副議長 15番 戸田 憲 悦	議長 16番 西原 浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 曾根 興 三	副 町 長 浦山 吉 人
教 育 長 相澤 要	総 務 部 長 伊藤 輝 幸
福 祉 部 長 干場 みゆき	産業振興部長 佐々木 栄 典
建設水道部長 伊藤 一 成	教 育 部 長 宮本 栄 一
会 計 管 理 者 入倉 伸 顕	病 院 事 務 長 三戸 俊 人
農業委員会事務局長 川畑 智 明	選挙管理委員会書記長 寺尾 真太郎
総 務 部 次 長 寺尾 真太郎	福 祉 部 次 長 谷村 将 志
福 祉 部 次 長 小川 信 明	建設水道部次長 外石 昭 博
生涯学習センター長 福原 義 人	監査委員事務局長 新堀 光 行

総務課長 寺尾 真太郎
 財政課長 角川 具哉
 防災・基地対策課長 岩口 裕昭
 尾岱沼支所長他 大坂 恒夫
 介護支援課長 高橋 勇樹
 町民課特命課長 上田 健一
 町民保健センター兼母子健康センター長 小川 信明
 水産みどり課長 小野 武史
 管理課長 松田 勝広
 事業課長 佐竹 和仁
 上下水道課技術長 袴田 充輝
 学校教育課長他 池田 卓也
 図書館長他 堺 啓
 商工観光課主幹 武田 妙子

総合政策課長 松本 博史
 税務課長 竹中 利哉
 西春別支所長他 小村 茂
 福祉課長 石戸谷 友絵
 町民課長 谷村 将志
 老人保健施設事務長 渡辺 久利
 農政課長 皆川 学
 商工観光課長 田畑 直樹
 建築住宅課長 外石 昭博
 上下水道課長 千葉 宏
 学務・スポーツ課長他 斎藤 陽
 生涯学習課長 木戸口 誠
 総合政策課主幹 佐藤 貴也

○議会事務局出席職員

事務局長 干場 富夫

主 幹 入田 浩明

○会議録署名議員

9 番 小 椋 哲也
 11 番 今 西 和雄

10 番 外 山 浩司

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
- 会議に入ります前に申し上げます。
- 本日は議場内の気温が上昇しておりますので、上着を脱ぐことを認めます。
- ただいまから3日目の会議を開きます。
- ただいま出席している議員は16名であります。
- 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
- 9番小椋議員。
- 9番（小椋哲也君） はい。
- 議長（西原 浩君） 10番外山議員。
- 10番（外山浩司君） はい。
- 議長（西原 浩君） 11番今西議員。
- 11番（今西和雄君） はい。
- 議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長（西原 浩君） 日程第2 昨日に引き続き、一般質問を行います。
- 発言に入る前に申し上げます。
- 質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。
- 質問の通告がありますので、順次発言を許します。
- 初めに、10番外山浩司議員、質問者席にお着き願います。
- 10番（外山浩司君） はい。
- 議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。
- 10番（外山浩司君） はい、議長。
- 議長（西原 浩君） 10番外山議員。
- 10番（外山浩司君） 通告に従いまして、一般質問を行います。
- 「コロナ感染症の5類移行に伴う今後の学校教育について」です。
- 2020年に安倍前首相の突然の要請で3月2日から春休みまで全国全ての学校が臨時休業になりました。児童生徒、保護者、学校関係者、教育委員会が戸惑う3年間のスタートでした。
- その後、事態宣言が解除され、1学期の開始が5月25日で約1ヶ月半以上経過してのスタートでした。その年は、夏休み短縮するなどして1年間の教育課程をなんとか乗り切りました。
- その後、学級閉鎖やクラブ単位、個人での出席停止が続きました。

このような不安定な3年が過ぎ、今年の5月からコロナ感染症の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に変わりました。

この3年間、学校教育は大きく変わり、子ども達にとって我慢の3年間だったと思われます。給食時間の黙食、遠足の中止、運動会での昼食の廃止など、子供たちが楽しみにしていた行事や内容が変わりました。

反面、水道の蛇口がレバー方式に変わったり、網戸が取り付けられたり、空気清浄器が設置されるなど衛生面での整備が進みました。

また、GIGAスクール構想が前倒しになり、一人一台のタブレットが配布され、調べ学習やオンライン学習など、学習に幅が出てくるなど学習環境が整備されました。

しかし、新しい生活様式としてマスク着用や人との距離は2m以上空けるなどの感染対策の様式が求められました。マスク着用により低学年では、相手の表情がよく分からず、普通に話しているのか、怒っているのかよく分からない事もあったそうです。

このことは、低学年の脳は、発達段階であり感受性や心の発達に影響を受け、相手の気持ちを十分理解できないまま中学年へととなっていく、今後の子供たち同士の人間関係づくりに不安を持っている先生もおりました。

また、水泳学習では、低学年や中学生で更衣室での密状態を避けることから、授業を中止していた学校がありました。特に低学年での水馴れは、その年齢に適した学習内容です。しかし、3年間授業が無かった子供の中には、4年生になり初めてプールに入り水慣れから徐々に浮き方の段階へ学習していくことになります。

コロナ禍以前の指導内容・方法とは、大きく変わってくると思われます。

地区プールは、5地域にありましたが、コロナ禍となり3地区に減少しました。

プールの監視や管理は、PTAを中心とした運営委員会で進め、地域の協力を得ながら、授業や夏休み中の子供たちの交流や体力向上に役立っていると思われます。

そこで、5類に位置付けされたコロナ感染症に伴う学校生活と社会体育施設の運営についてお聞きます。

なお、社会体育施設とは書いていましたが、途中で質問削ったので、これについては今回ありませんので、付け加えて述べさせていただきます。

1番、新型コロナウイルスは、今後も学校で流行することが考えられます。

集団感染で学級閉鎖の対応も考えられます。

今まで、インフルエンザの場合は、学級閉鎖の目安(クラス内で2割程度の欠席者や感染者がいる場合、学校医の判断など)がありました。

新型コロナウイルスでは、どのような基準を考えているか聞きたいです。

○教育部長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律によるコロナ感染症の取扱いが、2類から5類へと変更になり、インフルエンザ感染症と同じ扱いとなりました。

北海道による臨時休業の考え方は、同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合で、感染が広がっている可能性が高い場合としています。

ただし、具体的に判断基準を示されていないため、教育委員会としましてはインフルエンザ感染症と同様に、欠席者または感染者の割合を2割程度とし、休業の判断には学校医などに相談するなど、関係機関と連携し判断することとしております。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） はい。

インフルエンザと同様の判断基準でいくと、差し当たりですね、いくということで、欠席者や感染者の2割程度と学校医の判断ということが確認できました。

今年4月ですか、新学期になって新聞等で根室市内で学級閉鎖が行われて、しばらく後に、本町でもある小学校で学級閉鎖が行われたと思うんですが、そういう時の状況等について、また、保護者の連絡等についてですね、把握していれば、それについてお聞きいたします。

○教育部長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） それでは、お答えいたします。

新学期に入りまして、コロナ感染症で閉鎖になった学校につきましては、2校となっております。

このうち、4月に学級閉鎖になった学校が1校で、5月8日の5類以降に学年閉鎖になった学校が1校となっております。

5類に移行前の対応につきましては、国及び道の基準を基本にですね、1名感染、風邪症状が複数または感染の拡大の恐れがある場合、また感染者が2名以上とし、臨時休校を決定しているところです。

5類移行の対応につきましては、先ほども説明したとおりですね、インフルエンザ感染症と同様に、欠席者または感染者の割合を2割程度を目安として、臨時休校を決定しております。

またですね、休養に関する周知についてなんですけれども、学校から保護者あてに文書やメールによりですね、発出をしております。

ただし、個人名だとか、特定されるということがないようにですね、注意を払って行っている状況となっております。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） はい。

状況ですとか、保護者の周知ですね、確認できましたので、次の質問に移ります。

2点目です。

コロナ禍で濃厚接触者への出席停止の対応処置が、子供たちや保護者にわかりにくい状況がありました。

町の体育館で複数の部活動が練習していて、1人の感染者が出た時には、そこにいた生徒達が1日の出席停止。学校の体育館で部活動で女子が発生した時には、男子と他の学年の女子は対象にならず、同学年の女子だけが出席停止。夏休み中の地区プールで感染者が出た時には、一緒に来ていた子供たちは何の対応もなく、プールが4日間の閉鎖になりました。

学校では、プリント等が用意できず保護者の理解が得られない場合もありました。

今後、コロナ禍のような様々な事例への対応の場合には、教育委員会に専門の担当者を

置き、統一した判断が必要だと考えます。

今後、コロナ禍に類似したような問題が発生した場合、教育委員会に臨時の担当者を置き対応、判断できないかお聞きいたします。

○教育部長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

コロナ禍において、学校等で感染者が出た場合の出席停止措置や、学級、学校、社会体育施設の閉鎖等の判断につきましては、基本的に国や道における基準、取扱いに基づき、その時点における様々な状況を勘案したうえで、その都度、決定をしてきました。

学校で感染者が出た場合においては、発症した2日前の状況を確認し、濃厚接触者に該当する者がいたかどうかの確認や、町内、町外、管内等における感染拡大の状況、国、道における緊急事態宣言や、道におけるまん延防止等重点措置期間である場合など、コロナ禍の対応は発生時点から今年の5類移行の間において、状況はその都度大きく変化しており、その時点における国、道の基準に基づき、様々な状況を総合的に勘案し、内部協議を充分行ったうえで、組織として決定しています。

これからコロナ禍のような事態が発生した場合につきましては、時間をかけられない中において、様々な判断を求められる場面が多々ありますが、状況判断やその対応につきましては、今後も、教育委員会で協議を行った上で、対応していく必要があると考えております。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 本当に様々な状況があったと思うんです。また、教育委員会、学校関係者も初めての対応ということで、仕方ない部分があるんですが、保護者、子供たちの理解っていうんですか。

本当に体育館、町体ですよ。

ただ、そこで一緒に走ったりして、同じ時間に同じ空気を吸ったということだけで今のようになったですとか、同じことをやっていても、違う対応になったとかって言うんですね、出席停止に関しては、学習する権利、子供たちのテストが近い時期等も重なったりもしてですね、今、回答がありましたけども、保護者には十分伝わってなくて、自分たちのところに不満の声が届いて、学校とも確認させてもらったんですけども、教育委員会がある程度マニュアルみたいなプリントあるんだけれども、対応が即時、時間に追われてですね、なかなか難しかったんですっていうこともありました。今の答弁の中で、教育委員会ですね、音頭としてですね、今後やっていくということでしたので、お願いしたいと思えますし、今回調べた中では5月8日以降ですね、5月1日にですか、相澤教育長の名前で各学校に、今後の対応マニュアルっていうか、周知ですね、それに出ていました。

特に、家族内で今までは、感染者が出たらもう即出席停止でしたけれども、今回の対応では、それについては即ならないということもちゃんと書いてありましたし、周知していくことが大事だなということですので、今後も続けていきたいと、続けていただきたいと申し上げて、次、3点目に入ります。

コロナ禍の検証として、子供たちの行動や心の変化を調査し、今後の指導に役立てる必要があると考えます。

例えば、子供たち同士の会話の時間、家族と話す時間、外で遊ぶ時間、テレビやゲームの時間、一人で過ごす時間など、子供一人ひとりの内面の理解を図り、今後に活かしていくことは、これから、子供たちが悩んだ時の指導に役立つことと思います。

学校では、いじめ調査を毎年行なっていますが、コロナ禍の3年間の子供のイライラや不安、その回数、その解決方法などを別海町として整理・まとめておく必要があると考えます。

調査の考えがあるかどうかお聞きいたします。

○教育長（相澤 要君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤 要君） 外山議員の質問にお答えします。

コロナ禍において、子供たちは制限された中での生活でありました。

初期の頃は、不要不急の外出も制限された、そういう中で生活しておりました。

子供同士の時間や外で遊ぶ機会は現実的に少なくなりましたし、スポーツ大会の中止やコンクールなどの文化大会の中止、そして子供たちの発表の場が少なくなったことも確かでありました。

そのような中、学校は感染防止をしながら、工夫して教育活動を進めてくれました。

特に、毎日のように判断を迫られる校長先生の御苦勞というよりも、苦悩というのは大変だったんじゃないかなというふうに思います。

あわせて、校長先生の考えを受けて、教育活動に対していろいろ工夫を重ねてくれた先生方に感謝したいなというふうに思っております。

また、保護者の皆さんも非常に協力的で、子供たちの影響は最小限に食い止められたのではないかなというふうに考えているのですが、コロナ禍で子供たちは、工夫して学校生活を送ってきたものの、知らないうちにストレスが溜まっていたことは間違いないようです。

例えば、全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙の中に、「学校に行くのは楽しいと思いますか。」という質問があるんですけども、「そう思う。」、「どちらかといえばそう思う。」という肯定的な回答をした本町の子供の割合は、コロナ禍前の令和元年度と比べて、令和3年度の調査では低下しています。

特に、小学生です。

中学生は、ほとんど変化がありませんでした。

徐々に、教育活動が再開されてきた令和4年度の調査では、小学生も増加傾向にあることから、コロナ禍によって子供たちの内面が影響を受けていたということがわかります。

外山議員おっしゃるように、今後の指導に生かすための検証は必要だというふうに考えておりますが、子供たちの3年間の記憶はもう曖昧ですし、これから改めて実態調査するよりも、令和2年度を除いて毎年実施している全国学力学習状況調査の質問紙の結果等を利用した方が有効であると考えております。

また、子供たちの実態をよく知っている先生方から聞いた話ですとか、校長会、教頭会で、その都度、確認したことあるいは専門家がそれぞれの立場で分析したことなどを記録として残して、今後の指導に役立てていきたいと考えています。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君）

子供たちが知らないうちにストレスが溜まっていることについては、共通の認識ですね。

やはり、見えずに溜まっていると。

心配するのは、低学年の子供が、高学年、中学生になった時に、今でも不登校やひきこもりとかですね、コロナ禍であったものが、また、何らかの理由によってでてくるのかなっていうそういう心配もしてるんですね。

そのためにっていうことで、総括的なことで、確かに3年前の記憶ということですし、学習調査でそういう紙面で使ってるものもありますが、最後の方におっしゃった子供たちの実態を1番よく知っている先生方、その先生方はいいんですが、やはりそこではベテランの先生もいますし、若い先生方もいますので、子供たちの内面をはかるという点では、ちょっと差が出てくるのかなということについて、そのあたりが1点と、今、記録を残していくと、確かに大事なことです、学校では、これが学習指導要領とかありますが、引き継いでいくための記録を残すということについては、どのように考えているか、お聞きいたします。

○教育長（相澤 要君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤 要君） お答えいたします。

まず、1点目の見取りについてなんですけども、ただいま議員おっしゃるとおり、私も同感なんです。

先ほどの外山議員の最初の話の中にもありましたように、低学年の子供については心配だというお話ありましたけれども、コロナ禍の3年間で、幼稚園の時期にあった子供、それから小学校低学年だった子供っていうのは1番心配だなんていうふうに私も思っています。というのは、その時期っていうのは、人の表情を見たり、口の動きを見て感情を豊かにしていくという時期ですので、そういうことがなかなかできなかった子供については、この後どうなるのかなっていうことは、心配しているところです。

それで、校長会の中でも確認はしているんですけども、私も令和4年度始まる前に校長会の中で話してお願いしたんですけども、教育相談の機会を充実してほしいということは、お話ししています。

各学校で教育相談を行っておりますけども、その回数を増やすですとか、そういう機会をもっともって欲しいという話をしているところです。

それから、2点目、引き継ぐ資料についてですが、今朝のニュースの中でも、北海道でも、今、コロナ禍を検証して、有識者の意見をもとに検証をまとめるというふうに言っていますので、そういったことですか、それから、今まで校長会の中で使ってきた資料もありますし、そういったものをまとめて、何らかの形で校長会で確認していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 低学年ということで、幼稚園も含めてということで、心配してるってことですね、共通認識されました。

それと、あと、検証ということで、道の方ということででましたが、その検証について

ですね、ここにも書きましたが、給食の時間、黙食ということであれだけ言っていたのが、去年の11月ぐらいですか、その時の通達の中では、そこまで言っていなかったと。飛沫を飛ばさないようにすればよかったですとあって、そこまで言っていなかったとかって、そういうことを文部科学省で出してるかと思うんですけども、何のために子供たちは、あれだけ楽しい給食を我慢してきたのかっていうかね、一つの検証ですね。

それは、この町レベルではないんですが、安倍首相から始まってきて、いろんな通達が出てきて、見えない中だったんですが、最後に子供たちに教育長が申し上げましたけども、いろんな影響がでているのではないかなということ。

最後ですが、これで終わりますが、共通認識図れましたのですが、自分は今、マイナス的な言葉を言ってきましたが、コロナ禍を通じて、学校の改革、働き方改革として行事の見直しですとか、短縮とかですね、そういう面の改善もこう進んだと思うんですね。

それなんかを活かしてですね、この3年間で終わるのではなくて、変わったということを加味しながら、こうやって別海の教育が進んでいけばいいなということを申し述べて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で、10番外山浩司議員の一般質問を終わります。

次に、2番吉田和行議員、質問者席にお着き願います。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 通告に従いまして、1点質問いたします。

1、「賑わいのあるまちづくりに向けた地域活性化事業について」。

少子超高齢社会ライフスタイルの変化による消費者ニーズの多様化、インターネットを利用した商品販売の急速な浸透や大型商業施設の出店など、商工業を取り巻く環境は著しく変化しており、とりわけ中小企業の経営は大変厳しいものとなっています。

また、全業種において人手不足が深刻化し、人材の確保が困難となっています。

町は、令和4年第3回定例会の一般質問において、本町においても、にぎわい商店街創造事業補助金による消費喚起や誘客を促進する事業、あるいは新分野進出を支援する起業家支援事業補助金、これらも継続しながら、今後の成長につながる新たな取組にチャレンジしていく、そういう事業者の支援を行う必要があるというふうに考えていると答弁しており、第7次別海町総合計画の中にも、商工業は、豊かな消費生活の提供はもとより、交流やにぎわいを創出するものとして、地域活性化にとって重要な位置づけにあり、中小企業振興基本条例に基づき、商工業の活性化に向けた各種活動を商工会等関係機関と連携しながら進めており、各種融資制度や人材育成事業による経営基盤の安定強化や後継者育成を図ると記載しています。

過疎地域に指定された本町にとっては、新規起業者に選んでもらう為の魅力ある政策、取組が必要だと考えます。

そこで、以下の点についてお聞きします。

起業家支援事業補助金が平成22年に策定されてから13年経ち、現在までに社会情勢は随分変化したと思います。

その間、制度の見直しや検討は行われていますか。

○商工観光課長（田畑直樹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

起業家支援事業は平成22年4月の制定から13年が経過しておりますけれども、この間、5回見直しをし、都度、要綱の一部改正を行っております。

これまでの主な改正内容は、制定当初、限度額50万円としていた新規開業に係る補助金を、より開業しやすくするため、限度額を100万円とする補助金額増額の改正、町内事業者の新分野進出を促進する補助対象事業拡大の改正、また、同一事業者による申請が続いたことによりまして、上限回数を設定する改正等、事業の拡充や補助金の適正さの見直しを行っております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

補助金の増額、対象事業の拡大などの見直しが行われていることはわかりました。

その見直しのうち、限度額50万円から限度額100万円に増額されたのはいつなのか、お聞きします。

○商工観光課長（田畑直樹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

50万円から100万円の限度額に増額したのは、平成23年4月1日でございます。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

ただいま、平成23年の4月というふうに答弁がありました。

そこから現在に至るまで、もう大分経ってるわけですが、その間ですね、資源高騰や半導体不足など、これ昨今話ではありますが、大幅に物価高騰とかなどの状態が、社会情勢が変わってきているわけであります。

その中で、今年の令和5年度第1回定例会の答弁だったと思うのですが、その中でコロナ禍により、審議会の会議等が令和2年、3年とですね、行われなかったと。

ですがですね、その間です。

その間は、社会的には、各企業、事業者は仕事を行っていてですね、やはりそういう状況を社会的状況、町民の状況も鑑みて、このような情勢であったとしても、ピンチをチャンスにといいますか、コロナ禍で大きな動きができない中でも、次の施策のために何ができるか、未来のために何ができるかということをごひともですね、審議していただきたいと思うわけです。

では、次の質問に入ります。

13年間の補助事業運用の中で99件の利用がありましたが、枠組みに対する問題意識や課題を持っているのかお聞きします。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

本事業は13年間で99件の実績で、獣医師や削蹄業など町の産業に直結する業種、理美容・飲食業、学習支援や地域サロンの開設と生活に欠かせない業種など、様々な業種に活用されました。

昨年度、本補助金の活用者に対しまして、抽出形式でアンケート調査を実施しましたところ、この補助金が起業の後押しになりまして、現在も事業を継続中であると回答された事業者が多数でありまして、これまでの起業や新分野進出等への支援について、一定の成果があったと考えております。

一方で、この支援事業は、創業の促進、空き店舗利活用の促進による商店街の空洞化防止を主な目的としておりますけれども、昨今の起業や新規分野進出の形態は多様化が進みまして、インターネット環境での事業展開が可能になったことや、加えましてコロナ禍の影響も拍車をかけ、店舗を必要としない起業が見受けられ、商店街の空き店舗利用につながっていない状況にあります。

これらの課題や今後の支援のあり方については、町長の附属機関として条例で定める別海町中小企業振興審議会が中小企業振興策を審議する組織となることから、この審議会での調査審議、御意見をいただきながら、その他中小企業振興施策と連動する施策となるよう具体的かつ総合的な検討を進めていくこととしております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

ただいま答弁いただきましたように、利用が99件の実績で、大変感謝している事業者がアンケート調査でも出ていると。

確かにそうだと思います。

本当に、この補助金を利用して開業しやすくなった。

また、新たな事業に踏み出すことができたという声は、大きいと私も聞いております。

先ほど言いました、過疎地域に指定された本町にとってですね、現行のこの支援事業の補助金の枠組み、現行の枠組みを見た感じでは、なかなか新しい業態、新たな分野への進出には、少し枠としての幅が狭いのではないかと思うわけですが、それについてお聞かせください。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

枠組みのお話ですけども、そう言った御意見もあろうかと思いますが、今現在のところは、先ほど言った実績もございまして、もしそういったようなですね、意見等があれば、先ほども申し上げましたとおり、その審議会の中でですね、いろいろと議論をしてですね、本当にこういうふうな政策をした方がよいのだとかそういうことを決めてですね、今後の地域振興策を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

この中小企業振興審議会の審議を仰ぐ必要があるということで、ぜひとも、前向きに検討して欲しいと思います。

では、3番目の質問に移ります。

U I J ターンも含めた人への起業家支援PRを考えているかお聞かせください。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

この起業家支援事業の目的を詳しく申し上げますと、町内中小企業者等の経営基盤の強化、経営の向上と改善、資金供給の円滑化及び経営の革新と創業の促進を図るため、新規開業や新分野への進出、経営拡大等に取り組む意欲的な起業家、空き店舗の新たな活用や既存店舗からの移転営業等に取り組む地域活性化に貢献する起業家に対する補助というふうになっております。

補助対象者は、町内に居住する個人又は町内に本社を置く法人とあることから、例えば移住定住を考えている方が、町内に居住したのちに起業を考えている場合には、商工観光課または商工会でこの制度の説明や利用の提案を行っておりますけれども、この起業家支援事業を広く全国に宣伝をして、移住定住の促進を図っていないのが現状です。

しかしながら、起業家支援事業を起因としまして、移住定住の促進を図ることは、人口減少、生産年齢人口の減少が進む本町にとって有用であると考えますので、先の審議会での調査審議、御意見をいただきながら、移住定住施策と連動するよう具体的かつ総合的な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 現行、この制度の取組として、町内に居住する個人または町内に本社を置く法人ということから、この移住定住者へ向けてのPRは現行行っていないということで、回答いただきましたが、移住定住を担当している部署があると思うのですが、この観光課とその部署との横断的なプロジェクトの関わりというのは、プロジェクトの協力体制というのは、行っているのかいないのか、またそれはできるのかできないのかお聞かせください。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

横断的などという御質問ですけども、その観光ですとか、そういった移住に関してはですね、お互いつながるところがありますんで、それは共通認識を持った中での業務を行っております。

先ほどのPRの関係で申し上げますと、起業に特化したPRというのは、現在のところ行っておりませんが、例えば、そのU I J ターンをするために、別海町の施策の一つとして、例えば、それが子育て支援だったり、高齢者福祉施策、あるいは新規就農政策も多分そこに入るんだろうと思いますけども、そのほかに、起業家支援というようなことで、総体的にですね、移住の支援策としてのPRは行っているというふうに思っております。

全体的にPRした方が、より効果的だろうかなというふうに思っていますんで、そういった意味では、今後も引き続きですね、所管とそれから移住定住を担当する所管の方と

も共通認識を持って、この地域振興策を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

移住定住を推進している立場ということで、補足のお答えをさせていただきます。

今回の補正予算にも上げさせていただいておりますが、シティープロモーション情報発信一元化事業、こちらですね、U I J ターンとかの方たちに一元化した情報提供を行える仕組みの構築ということを考えておりますので、そちらの中でもですね、起業家支援の仕組みをきちんと御説明、紹介していきたいと思います。

以上です。

○2 番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2 番吉田議員。

○2 番（吉田和行君） はい。

総務部長の方から前向きな発言いただきましたので、これでまとめさせていただきたいのですが、再質問も含めて、本町の商工業振興促進、また、新たな振興策の必要性について、今回質問してまいりましたが、全体的に前向きな考えを持っていることを確認できたのかと思います。

別海町の明るい未来へ向けた町のにぎわい、地域サービスを担う本町商工業の新たな振興への施策にですね、今後の検討結果を注視していきたいと思います。

これで、一般質問を終了いたします。

○議長（西原 浩君） 以上で、2 番吉田和行議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

特別委員会及び常任委員会開催のため、本日散会後から休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本日散会后、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、この後、休憩をはさみ準備が出来しだい予算決算審査特別委員会を開催しますので、皆様、議場にお集まり願います。

また、午後からは、総務文教常任委員会及び福祉医療常任委員会が、それぞれ開催されますので、併せてよろしくお願いいたします。

皆さん、大変御苦労さまでした。

散会 午前 10 時 47 分

上記は、地方自治法第 123 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員